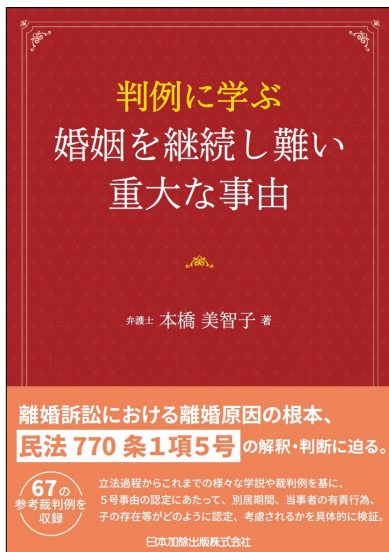


民法770条1項5号の解釈・判断に迫る！

67裁判例を分類し、ポイントを簡潔にまとめた1冊



判例に学ぶ 婚姻を継続し難い 重大な事由

弁護士 本橋美智子 著

2020年7月刊 A5判 232頁 本体2,500円+税 978-4-8178-4658-7

商品番号:40828 略号:婚継続

- 40年以上離婚事件を担当してきた弁護士が、離婚訴訟における離婚原因の根本、民法770条1項5号の解釈・判断に迫る。
- 民法770条1項5号の解釈に関連する67裁判例を収録し、「婚姻破綻」、「有責配偶者の離婚請求」、「離婚慰謝料」、「不貞慰謝料」に分類。
- 裁判例ごとに、事案と判旨を簡潔に紹介し、各判例の意義や要旨等をキーポイントとして掲載。

【主な収録内容】

第1章 民法770条1項5号の離婚原因

第2章 有責配偶者の離婚請求

第3章 有責配偶者の離婚請求と5号所定の事由による離婚請求との関係

第4章 離婚慰謝料

参考裁判例:婚姻破綻

- 民法770条1項5号の意味
- 難病の妻に対する離婚請求を棄却した事案
- 妻からの離婚請求を民法770条2項を適用して棄却した事案
- 妻の宗教活動を理由とする夫からの離婚請求が棄却された事案
- 別居期間4年10か月の妻からの離婚請求を認容した事案
- 別居期間3年5か月の妻からの離婚請求を認容した事案
- 同居審判における婚姻破綻の意義 …など

参考裁判例:有責配偶者の離婚請求

- 有責配偶者の夫の離婚請求を棄却した事案
- 婚姻破綻の有無及び夫の有責性について審理不十分とした事案
- 破綻後に同棲した夫を有責配偶者でないとした事案
- 別居期間36年余りの有責配偶者の夫からの離婚請求を認容した事案
- 有責配偶者からの離婚請求が認められる要件
- 別居期間30年の有責配偶者の夫からの離婚請求
- 有責配偶者の妻からの離婚請求が認められた事案
- 夫が姑の嫁いびりに加担したことを有責と認定した事案
- 8年の別居期間が相当長期間といえるか

●別居の開始時期の認定

- 高校2年の子がいる場合の有責配偶者からの離婚請求
- 別居期間2年4か月、7歳の子がいる場合の有責配偶者からの離婚請求
- 障害のある成人に達した子がいる場合の有責配偶者からの離婚請求
- 未成熟子がいる有責配偶者からの離婚請求が認容された事案
- 2人の未成熟子がいる有責配偶者の妻からの離婚請求が認容された事案 …など

参考裁判例:離婚慰謝料

- 離婚における慰謝料請求権の性質
- 財産分与後の慰謝料請求
- 性交渉がないことを原因とする離婚の慰謝料
- 離婚慰謝料請求の準拠法
- 夫の暴力による損害賠償請求
- 不貞慰謝料請求権と離婚慰謝料請求権の訴訟物
- 離婚慰謝料と個別慰謝料の関係
- 不貞行為の相手に対する離婚慰謝料請求 …など

参考裁判例:不貞慰謝料

- 配偶者の不貞相手に対する不貞慰謝料請求
- 夫が支払った慰謝料による損害の填補
- 慰謝料請求権の消滅時効
- 夫に対する慰謝料債務の免除の効力
- 婚姻破綻後の肉体関係

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp

ツイッターID: @nihonkajo